

令和元年5月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和元年5月23日(木) 10時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	池松教育長、廣田委員、浦川委員、前田委員、小松委員、黒田委員
出席職員	島村政策監、本田教育次長、中尾総務課長、小野下県立学校改革推進室長、竹中福利厚生室長、日高教育環境整備課長、上原教職員課長、木村義務教育課長、鶴田高校教育課長、立木児童生徒支援室長、分藤特別支援教育課長、山口生涯学習課長、吉田新県立図書館整備室長、草野学芸文化課長、松崎体育保健課長、高鍋義務教育課人事管理監、本村高校教育課人事管理監、小柳体育保健課体育指導監、林田教育センター所長、渡邊理事兼長崎図書館長
開 会	(池松教育長) ただいまから、5月定例会を開会いたします。
署名委員指名	<p>それでは、本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は、廣田委員、小松委員の両委員にお願いいたします。</p> <p>次に、4月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長) 御異議ないようですから、前回の議事録は承認することといたします。</p> <p>それでは、各委員御署名をお願いいたします。</p> <p>(池松教育長) 本日提案されている議題等のうち、第8号、9号議案、報告事項(8)につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程</p>

■冊子1  
第5号議案

により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

(池松教育長)

御異議ないようですので、そのように進めていきます。

それでは、「定例教育委員会 1」の冊子について審議いたします。まず、第5号議案について、提案理由を説明願います。

(鶴田高校教育課長)

冊子1の1ページ、第5号議案について御説明をいたします。提案理由は令和2年度長崎県公立高等学校の入学者を選抜するに当たりまして、その基本方針を定めようとするものでございます。

まず、1の入学者の選抜について、(1)入学者の選抜は調査書その他必要な書類学力検査の成績面接の結果等を資料として総合的に行うものとしております。(2)①調査書の記載内容と学力検査の成績は同等に扱うことを基本としております。②調査書につきましては、教科の成績以外の記載事項についても十分尊重するとしております。2の学力検査問題について、(1)学力検査問題は①②に記載しております事項に留意し、県教育委員会が作成をいたします。(2)学力検査は5教科で実施いたしますが、数学、英語につきましては、難易度の異なる2種類の問題を準備し、高等学校長がいずれかを選ぶこととなります。定時制課程の検査は、作文及び面接を原則としております。2ページとなります。3の入学者選抜方法について、(1)①志願者は入学願書提出後に1回に限り、志願変更ができます。②基本的に5教科は各100点満点の合計500点満点ですが、校長の判断により、特定の教科について、得点を1.5倍から2倍の範囲で重視することができます。(2)定時制課程については、募集定員を前期と後期に分けて選抜をいたします。(3)通信制課程は書類での審査を行います。(4)連携型中高一貫校につきましては、課題レポートや作文小論文などで選抜することを原則としております。(5)①一般推薦につきましては、普通科は定員の5から20%、専門学科総合学科は10から40%の範囲で各高校が募集定員を定めて実施をいたします。②文化スポーツ特別推薦は、各校5名以内で部活動等を指定いたします。(6)離島留学を実施する5校については、推薦入試の日に合わせて離島留学特別選抜を実施いたします。以上の内容につきましては、昨年度までと大きな変更等はございません。

質 疑	<p>         続いて3ページ、4の日程でございます。主なものとして(1)学力検査の日程ですが、3月10日、11日に実施します。合格者発表を3月18日としました。(5)推薦入学者選抜の検査日を2月5日といたしました。その他の日程は、資料記載の通りでございます。以上、御審議をよろしくお願いいたします。       </p> <p>         (池松教育長)          これより、第5号議案について、質疑討論を行います。御質問等ございませんか。       </p> <p>         (浦川委員)          新しい大学入試改革を踏まえた対象の世代になると思います。高校入試で中学課程の話だから、そう大きく影響を受けないと思いますが、昨年と変わった点はありますか。       </p> <p>         (鶴田高校教育課長)          大学入学共通テストの導入は、現在の高校2年からですので、今回高校入試を受ける現在の中学3年生は、新しいテストで受けることとなります。もちろん、小中高の学習指導要領の改定との一連となった教育改革でございますので、移行措置等もございます。それから、大学入学共通テストを見据えた記述力等、記述的な問題、そういったものについては、昨年度も含めて、改善を見据えた問題作成等しております。       </p> <p>         (池松教育長)          他にございませんか。       </p> <p style="text-align: center;">         ----- な し -----       </p> <p>         (池松教育長)          ないようですので、質疑討論をとどめて採決いたします。          第5号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。       </p> <p>         「異議なし」と呼ぶ者あり       </p>
-----	--

<p>可 決 第 6 号 議 案</p>	<p>(池松教育長) 御異議ないものと認めます。よって、第 5 号議案は原案のとおり可決することに決定されました。</p> <p>次に、第 6 号議案について、提案理由を説明願います。</p> <p>(鶴田高校教育課長) 5 ページ第 6 号議案、令和 2 年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について御説明をいたします。</p> <p>提案理由は、令和 2 年度長崎県立中学校の入学者を選抜するにあたり、その基本方針を定めようとするものです。県立中学校は、長崎東中学校、佐世保北中学校、諫早高校附属中学校の 3 校です。日程以外は昨年度と変更点はございません。</p> <p>まず、1 の入学者の選抜は、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、総合的に判断して行うこととしています。2 の検査についてですが、(1) 実施する検査は、適性検査、作文及び面接です。(2) 配点は、適性検査 130 点、作文 70 点の合計 200 点満点としています。(3) ①適性検査は、学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った、問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身に付けた総合的な力をみる問題です。②作文は、読み取ったことや考えたり感じたりしたことを、文章で表現する力をみます。(4) 面接は集団面接としています。3 の日程については、検査日を 1 月 12 日(日)としています。また、入学予定者の通知について、1 月 20 日(月)までとしております。これまでは「発送する日」を記載していましたが、「確実に届く期限」として改めて設定しました。</p> <p>以上、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>質 疑</p>	<p>(池松教育長) これより、第 6 号議案について、質疑討論を行います。御質問等ございませんか。</p> <p>(廣田委員) 高校の入学試験は学力検査という呼び方をしている、中学校の入学者選抜は適性検査となっていますが、これは国の方針で、学力検査を課してはいけないとか、そういう指摘があつてのことですよ。確認です。</p>

(鶴田高校教育課長)

この併設型の中学校ができるときの法令の中で、学力検査はしてはいけないという、条項がございます。従って、学力検査というものはしておりません

(池松教育長)

他にございませんか。

----- な し -----

(池松教育長)

特にないようですので、質疑、討論をとどめて、採決をいたします。第6号議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

(池松教育長)

御異議ないものと認めます。よって第6号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

次に、第7号議案について、提案理由を説明願います。

(分藤特別支援教育課長)

資料6ページ、第7号議案「令和2年度県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について」提案いたします。

提案理由は、資料に示しているとおりです。「令和2年度県立特別支援学校入学者選考について」は、入学者選考を実施する前に、受検生が在籍する中学校並びに特別支援学校から、事前に調査書等の書類を提出してもらい、幼児、児童、生徒の障害の状態や程度等を把握いたします。

そして、選考日当日に実施される学力検査、健康診断、面接等の結果を踏まえて、各学校の選考委員会等において、総合的に選考をしております。(1)の「ア 日程」につきましては、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科と希望が丘高等特別支援学校を除き、県立高等学校全日制課程の入学者選抜の日程に準じて実施いたします。「イ 募集定員」につきましては、特別支援学校の対象となる障害のある生徒が全員高等部の教育を受けられるように、10月と12月に実施する2回の「進学希望状況調査」の結果をもとに、令和2年1月に決定

可 決  
第 7 号 議 案

質 疑	<p>         することとしております。なお、幼稚部及び高等部専攻科においても、調査結果をもとに令和2年1月に決定することとしております。       </p> <p>         7ページを御覧ください。(2)の「虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の入学者選考の日程等」につきましては、資料に示すとおり、他の特別支援学校より、約2か月早く入学者選考を実施するようにしております。       </p> <p>         その理由としては、職業的自立を目指す生徒の育成という目的を実現するために設置した2校の職業学科の選考日を同日にして、多くの知的障害のある生徒に受検の機会を提供したいと考えています。また、職業学科の選考日を先に実施することにより、仮に不合格でも地域の特別支援学校の高等部普通科を受検できる仕組みとしています。このことは、ウ その他(イ)に示している通りでございます。       </p> <p>         募集定員は、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科については、昨年度と同じく8名です。希望が丘高等特別支援学校は、例年と同じく32名です。       </p> <p>         なお(2)の「ウその他」の(ア)の通り、すべての特別支援学校で、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行います。以上、御審議をよろしく、お願いいたします。       </p> <p>         (池松教育長)       </p> <p>         これより、第7号議案について、質疑討論を行います。御質問等ございませんか。       </p> <p>         (廣田委員)       </p> <p>         先ほどの続きになりますけど、私の考えとしては、国の指示は学力検査をしてはいけない。学力というのが悪いことのようなニュアンスでそのような指示が出ている感じがしています。どうして、中学生に学力検査を課してはいけないのかという疑問があります。       </p> <p>         それから、この高等部です。課長の説明で分かりましたが、学力検査の日程を二つ分けているのは、機会を増やすということだろうと思います。       </p> <p>         一方で、希望調査を見ながら全員が入学できるようなシステムにしているということであれば、わざわざ日程を上げなくても、一括で実施してもいいのではないかと、という思いもあります。       </p> <p>         それから、(2)の虹の原と希望が丘の選考検査の中には学力という言葉が一つも出てきませんが、学力検査を課さないのかどうか、確認です。       </p>
-----	---

(分藤特別支援教育課長)

後段の御質問に対してですが、2校とも学力検査を実施いたします。

同日でもよろしいのではないかとということですが、まず特別支援学校の高等部普通科は、すべての生徒たちの最後の受け皿として、ほぼすべての子どもたちの入学をしっかりと見ていきたいという思いを持っております。

さらに志高く、職業的自立を目指して受検をしたいという生徒たちのために、まずは職業学科のある2校の受検を実施して、そのあと、普通科での受検という流れを作っているところでございます。

(廣田委員)

決して反対しているわけではありません。機会が2回あっても良いのではないかなとは思いますが。例えば、虹の原と希望が丘の受検生の中で不合格となる生徒がいるのかどうか。不合格とならないのであれば、一緒に実施してもいいのではないかと。2度実施すると事務処理等の負担が大きいと思ったので、そういう意見を出しています。

(分藤特別支援教育課長)

参考までに、平成30年度県立特別支援学校入学者選考の状況でございます。

虹の原の就業サービス科で言えば募集定員が8名、それに対して志願者数が9名おまして、1名不合格が出ております。この1名につきましては、地元の特別支援学校高等部普通科に無事合格をしております。

希望が丘高等特別支援学校におきましても募集定員32名のところ志願者数33名ということで、不合格者が出ておりますが、地域の高等部普通科に無事合格をしたという状況でございます。

(廣田委員)

定員があり、不合格となった生徒を受け入れるために、日程を二つに分けているのであれば、理解できます。

(池松教育長)

他にございませんか。

----- な し -----

<p>可 決 報 告 ( 1 )</p>	<p>(池松教育長) 特にないようですので、質疑、討論をとどめて、採決をいたします。 第7号議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長) 御異議ないものと認めます。よって第7号議案は原案のとおり可決することに決定されました。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。報告事項(1)について説明をお願いします。</p> <p>(中尾総務課長) 報告事項1、監査の結果にかかる措置状況について御報告いたします。冊子1の8ページを御覧ください。</p> <p>平成30年度の監査結果につきましては、4月の本委員会で報告させていただいたところです。「指摘事項」と「意見」については、各所属が講じた措置を5月末までに監査委員あて報告することとされておりますので、その内容について御説明いたします。</p> <p>まず、普通会計定期監査(後期)結果に係る措置状況でございます。今回の監査において、10件の指摘と2件の意見がありました。</p> <p>指摘事項に対し講じた措置は9ページから11ページのとおりでございますが、いずれも財務会計等の事務の基本的事項の認識不足や単純ミス、組織内でのチェック機能が働いていなかったことによるものであります。改めて基本となる条例規則取扱要領等を十分に理解した上での事務処理を行うということはもとより、組織内部のチェック体制の強化などに取り組み、適正な事務処理の徹底を図っていくこととしております。</p> <p>また12ページの意見については、年度初めの校長会、事務長会において適切な対応を行うよう周知徹底を図っております。次に13ページの財政援助団体等監査結果に係る措置状況でございます。公益財団法人長崎県育英会に対する奨学金返還に係る滞納についての指摘に関しましては、滞納者に対して様々な方法により引き続き粘り強く回収に取り組むとともに、滞納を未然に防止するために機会あるごとに引き続き学校を通じて奨学生に対する指導を行って参ります。また、経営状況についての意見につきましては資産の運用方法の検討を行い、債権の信用格付を見直いたしました。今後もより安定した財</p>
--------------------------	---



源の確保を図って参ります。14ページの西彼青年の家施設運営協会に対する施設の利用状況についての御意見につきましては、県、市の広報紙だけではなく、民間の情報誌等を活用したPR活動に努め、利用者のニーズに合った事業展開に取り組んで参ります。15ページの県立体育施設の指定管理者であります長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社との施設利用者数の目標設定に関する指摘につきましては、今後は指定管理者と調整協議を行い、共通の目標値を設定するという事としております。

次に16ページから20ページの行政監査の監査結果に係る措置状況でございます。公用車の管理使用状況に関する法定点検等の実施漏れなどの指摘につきましては、点検整備の必要性や法令通知等の認識不足が主な原因であります。各所属において点検マニュアル等の再確認を行い、適正に実施をしていくこととしております。

最後に21ページの包括外部監査結果に係る措置状況でございます。債権管理に関する事務の執行についての債権管理簿の記載誤りなどの指摘につきましては、いずれも直ちに修正等行い処置済みでございます。

以上が監査委員に対する報告内容でございますが、このほかにも軽易な指導事項としまして、契約に必要な書類の添付漏れ、毒物劇物の保管管理についての管理簿の記載に不備があるなど、単純ミスやチェック機能の問題によるものの指導も受けております。指摘事項、意見、指導事項とも過去の監査結果をしっかりと共有しておけば防ぐことができた事案が多くございました。4月の本委員会においても御指摘がありました通り、他の所属が受けた指摘等を自分の問題として考えることを徹底する。そうした仕組みを作ることが重要であると考えております。今回の指摘を受けた所属において講じた改善措置についてはすべての所属で取り組むべきこととして、引き続きあらゆる機会を通して情報提供を行い、教育委員会全体でより適正な事務処理に努めて参ります。報告は以上でございます

(池松教育長)

ただいまの報告に対しまして、御質問等ございませんでしょうか。

(小松委員)

監査後の講じた措置を読ましていただき、これでいいのかなと思うところがありましたので、質問というよりも、こうしたほうが良いのではないかという意見を差し上げたいと思います。

質 疑

まず1番のところでは、公用車の法定点検の件です。一覧表を作成するということですが、これを確実に実施させる責任者を各部署で設置する必要があります。一覧表だけでは、見落としが生じると思います。

2番ですが、チェックリストを備え付けるということは非常に良いと思います。しかし、単にチェックをするだけでは、守れません。チェックした人の名前を書くようにした方が良いかと思います。

4番の消防設備ですが、安全は何よりも優先するかと思いますので、消防関係の安全に関わる設備というのは、常に使える状態にして、かつ、そこにいる人が使うことができる点も、確認する必要があると思います。

5番ですが、これこそ、チェックリストを使った方が良いのではないかと思います。検討していただきたいと思います。

6番ですが、毒物劇物に対する意識の欠如だと思います。保管棚とかビンに、これは毒物、劇物だということを、分かるような表示をする必要があります。例えば、ドクロマークを表示するというのは、いかがかなと思います。私の職場で安全点検をする時に、立入禁止と書いてあるところがあります。立入禁止と書くだけでは、意味がありません。ここに来たら落ちて死んでしまうというような情報が必要です。ですから、毒物劇物は非常に危険ですから、扱うには大変注意が必要という表示が必要です。若干、センセーショナルな表示にしていた方がよいのかなと思っています。

10番ですが、残置というような措置を取られていますけども、残置というのは、あくまで臨時の措置だと思います。要は、それをいつまでに、適正な状態にするかと、期限を設けてやっていただく必要があると思います。

いろいろ細かいこと申し上げましたけども、車の法定点検や、毒物劇物、産廃問題など共通したテーマを設けて、1月はこのテーマについて、反省してみようとか、3月は過去にこういう事例があったので、各職場でもう一度点検してみませんか、というようにテーマを設けて自主検査をする。そういう仕組みを作ったらどうかと思います。

また、本当に組織として守れるようなルールになっているものか。ルールになっていないのであれば、反省する必要があります。よく出来ているところは、なぜ出来ているのかというところを、勉強するというのも、一つの方法ではないかと思います。

(中尾総務課長)

責任体制を明確にすること、組織として守れるルールを徹底してい

くこと、その他たくさん御意見をいただきました。学校ごとに事情や体制が違うこともあろうかと思えます。御指摘いただいたように、いいところを他の所属で活かせるところは活かしていけるように様々な情報交換の場で研修も含めて取り組んで参りたいと思えます。ありがとうございました。

(黒田委員)

内部管理体制というのは、この指摘をされたそれぞれの学校においても、取っていらっしゃるわけですよね。その組織は有効に働いていますか。

(中尾総務課長)

先ほど御指摘がありました、例えばチェックリストを作成するルールや、体制というのは確立されておりますが、そこで意識が統一されていない又は認識がない所属において、このような指摘を受けているケースが多くございます。

ですので、もともとあるルールをきちんと認識して活用していくことと、小松委員から御指摘があったように、これまでのルールや体制に加えて、もう少し仕組みを考えたほうがいいのか、そこはまた改めて検討していきたいと考えております。

(黒田委員)

内部管理体制で大事なことは、自分の部署を自分で管理するということについては、つつい頭の中でも大丈夫と、しがちですから、やはり全く違った部署からの、それぞれの異なった視点で見ることが非常に大事なことであると思えます。できればそういう体制も、検討いただければと思えます

(中尾総務課長)

地方自治法の改正がありまして、来年の4月から各自治体において内部統制の仕組みを作っていかなければならないということになっております。特に財務面についての内部統制をどうしていくかというのは、今まさに検討しているところでありますので、しっかりと対応していけるように考えて参りたいと思っております。

(廣田委員)

小松委員の御指摘の部分で私も同感であります。高等学校の劇物とか毒物、特に化学薬品だと思えますが、薬品庫とか、リストを作るの

も大切だと思いますけども、薬品庫への立ち入りの禁止とか、あるいは施錠も重要かと思います。例えば、ドクロマークをつけたとして、それを生徒たちがふざけてそれを持ち出した、ということがあるかもしれません。薬品管理状況が分かれば教えてください。

(鶴田高校教育課長)

薬品庫については、必ず施錠しております。鍵については管理職が保管をするということにしております。ですから、勝手に生徒が入ったりすることはございません。

(浦川委員)

数人の委員さんがおっしゃった通りですが、同じような観点が学校を替えて上がってくるだけのように思います。対策として、共通して言えることだろうと思いますが、繰り返さないための体制、仕組み作りと研修、チェックリストを含めた、学びというのが繰り返し必要になってくるだろうと思います。その仕組み作りの一つが、黒田委員もおっしゃったように内部点検、内部監査体制の充実と思います。毎年、誤りを減らせるような体制作りと内部体制の強化を図っていただきたいと思います。大変な忙しさと思いますが、仕組み作りというのは校長がするのでしょうか、教員、事務でしょうか。毒物はその教科の部門でしょうか。それとも、何々は事務職がするとかでしょうか。そのあたりはどうなっていますか。

(鶴田高校教育課長)

毒物劇物については、基本的に理科の実験等で使いますので、理科の教員、実習助手が使った量等を管理簿で管理しています。

農業高校については、農業の専門の農薬系とか、薬物品もございませぬので、農業の先生が使いますが、最終的な管理責任者は管理職である校長でございます。

(池松教育長)

他にございませんか。

各委員さんから御指摘いただきました。共通した御指摘の趣旨というのは、責任の所在が不明確だということです。最終責任は校長ですけど、その校長が細かいところまで目が届かない現実の中で、例えば、薬品庫の現場としての管理の責任者は誰なのかということが明確になっていない部分が原因であるということ。組織としての建前上の責任者はいるが、実際の責任者がいないことが一因ではないかというこ

報告 ( 2 )

と、そこが明確な組織体制を作る必要があるという御指摘でありましたので、今後しっかりやっていく必要があります。

続いて報告 ( 2 ) について説明をお願いします。

(鶴田高校教育課長)

22ページをお開きください。報告事項2の平成31年3月卒業生の大学入試結果について御報告をいたします。本日の報告は公立高等学校の全課程の卒業生についてでございます。まず、22ページは全日制のデータでございます。太い文字になっている部分について御説明いたします。

まず、普通科、理数科、国際科については、卒業生数に対する国公立大学合格率は43.8%で前年比マイナス1.2ポイント。全日制全体では24.6%でマイナス0.1ポイントでございました。23ページは定時制通信制のみのデータでございます。これについては記載のとおりでございます。続いて24ページでございますが、全課程の結果ですが、これも太字になっております真ん中から下のみを御説明いたしますが、国公立大学合格率は23.5%で前年比マイナス0.2ポイントでございました。このように昨年度と比較しますと、国公立大学の合格率はマイナスとなっております。5年間を通して見ると、極端に大きな変化はございませんが、前年比マイナスということがございます。各学校はその特性や実態に応じた教科指導、進路指導を工夫しており、高校教育課としましても、様々な手段で教員の指導力向上を図ってきております。大学入試改革の動向にも注視しながら、今後とも生徒の第1志望の実現に向けて努力をして参ります。

(池松教育長)

ただいまの報告に対しまして、御質問等ございませんでしょうか。

(廣田委員)

22ページの卒業生に対する合格率のところで注目したのは、平成31年3月の、普通科・理数科・国際科の対前年比1.2%減と書いてあるところです。国公立大学が43.8%と書いてありますが、5年間で見たら、低い数字になっています。普通科・理数科から大学への進学というのはもっと多いのではないかと思います。そんな中で、5年間の中でより悪くなっています。もちろん生徒数が減っているということもあるのでしょうけど、生徒数に対する率なので、減ること自体は、おかしいのではないかと思います。同等かあるいはそれ以上になっていくのが望ましいのではないかと思います。私が知りたい

質 疑

と思ったのは、なぜこのように下がっていったのかということが一つ。それから、今年<sup>の</sup>大学進学率を提供いただきたいと思います。

(鶴田高校教育課長)

まず、1点目のお尋ねでございます。今年3月に卒業した学年でございますけれども、県全体として、3年時までの模擬試験の成績も、前年の卒業生と比べますと、若干振るわない状況がございました。センター試験におきましても挽回できなかったものと考えております。各学校の先生方、生徒ともに、最後まで頑張ったことは、当然あります。今後、さらに分析をして参りたいと思っております。現3年生の受験もでございますので、対策としまして、本課、教育センターと連携し、現在の高校生の学力状況について分析をしまして、学校訪問などを行いたいと思います。それから、学年主任の中で非常に学年経営が上手な先生方がいらっしゃると思いますので、そういった先生方のノウハウを他の学校でも共有する取り組み、こういったことを含めて一層支援を強化していきたいと考えております。なお、全体として下がっておりますが、個々の学校を見ますと、合格者が増えた状況もございます。それぞれの学校の状況に応じてどうサポートすべきか、先ほど少子化ということも御指摘ございましたけれども、学校によって、入学する生徒が多様化しているということも認識しておりますので、学校に対して、どういう支援ができるかということも今後必要かと考えております。

進学率につきましては、長崎大学については少し増えております。各状況については後程、お知らせしていきたいと考えております。

(廣田委員)

私立大学が68%程度ですね。全体の大学進学率はそんなに減ってはいないのかなと思いました。今の時代、国公立大学に行けばいいというわけではない。私立大学にも非常に良い大学があります。全体で大学進学率が他の県と比べて、劣らないようにする必要があると思います。

これを見ながら考えたのですが、他県から、長崎県内の大学に来て  
いる生徒数というのは増えているのでしょうか。4年間、長崎県で生活  
をすれば、長崎県への馴染みが出てくる。その間の経済効果もある  
と思います。人口を増やしていこうということをおっしゃってます  
が、むしろこのように大学生に長崎県に来てもらって、最後に県内  
で就職してもらえれば、人口が増えることに繋がるのではないかと  
思いました。

後日で結構ですけども、県外からどの位、私立大学も含めて大学生が来ているのか教えてください。

(鶴田高校教育課長)

県内高校生が県内大学に入学した率が分かれば、裏返しの割合になります。ただ、私立高校の数も加える必要がありますので、少し時間をいただければと思います。

(廣田委員)

県内の大学や県立大学とか、私立大学への優遇措置を設けると逆に県外から増えて、定員を増やしていけば、学生数が増えていくのではというような思いもあり発言しました。

(浦川委員)

私は少し観点が違うのですが、有名難関校に何名合格とか、そういったことが、本当にどれほど重要かということです。少しずつ親の社会に対する考え方が変わりつつあります。多様な人生を選択していくとか個性を発揮する方向にあります。

また一方で、不登校の子がいたり、中退する子が出たときに、確かに高校は激減しているものの、どうしてこういう子たちがという問いの中で進路指導の時のミスイクがあるというような話を聞きました。だから、進路選択は個人の問題かもしれませんが、私はこういうことを高校が内部努力の指標として持つことについては大いに結構ですし、例えば学力テストの点数は、全国平均ほどでいいのではないかと、あとは個人で選択を広げていいのではないかと気が随分としてきています。ある面では、あまり追い立てなくなったというところが一つあります。

(鶴田高校教育課長)

御指摘、ごもっともと思ひ、聞いておりました。あくまでもこれは、一つの指標でございます。各大学、公・私立問わず、頑張っていらっしゃいます。そういった情報については、教員だけではなく、保護者の方も、インターネット等で、御承知ですので、そういった意味で各学校における進路指導も変わりつつあると思っております。今回の場合、私立大学が増えておりますのも、そういった多様な進路選択になってきつつあるという分析を我々もしているところでございます。

<p>報告 ( 3 )</p> <p>質 疑</p>	<p>(小松委員)</p> <p>私はこの資料を見たときに、何のためにこの資料を作っていらっしゃるのかなと思いました。国公立大学に行くのがいいのでしょうか。世の中、価値感が変わってきているのではないのでしょうか。この資料の作り方というか、目的を、明確にしてやっていかないと何のための資料かと思いましたので、この使い方については今後論議していければと思っております。</p> <p>(本田教育次長)</p> <p>御指摘の通りと思っております。10年ほど前に教育委員の方から求めがあり、資料を提供するということから、報告に加えた経緯がございます。確かに、生徒の多様性、それと世の中での動きに合わせて、この資料のあり方というのは、また検討させていただければと思っております。大変貴重な御意見ありがとうございました。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>他にございませんか。</p> <p>大学進学率とか、県内大学の県内出身者の占有率について御質問がありましたので、データを整理したうえで機会を見つけて御説明いただければと思います。</p> <p>続いて報告事項(3)について説明をお願いします。</p> <p>(鶴田高校教育課長)</p> <p>25ページ、報告事項3の高校生の活躍について御報告をいたします。3月25日に東京農業大学で開催された日本農芸化学会が主催する「ジュニア農芸化学会2019」において、諫早農業高校の食品科学部2年生グループ6名が「柑橘類の廃棄物による椎茸菌床栽培法」というテーマで、柑橘類の加工品製造工程で発生する産業廃棄物を椎茸栽培に活用する研究に取り組み、出場75チーム中、最高位となる金賞の評価を受けました。この出場チーム75校ですけれども、農業高校だけではなく、普通科・理数科があるような高校がむしろ多く、そういった75チームの中での1位でございます。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告に対しまして、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(小松委員)</p> <p>素晴らしい結果を出していただいたと思います。こういうすばらし</p>
----------------------------	--



い結果、努力はですね、大々的にPRして欲しいと思います。先ほど廣田委員もおっしゃいましたが、こういう学校が長崎県にあるから、県外からも来て欲しいという思いもございますので、是非とも生徒たちへのエールとともにですね、すばらしさを示すためにもPRをもっとやっていただければという意見でございます。

(鶴田高校教育課長)

ありがとうございます。4月3日に諫早農業高校から記者クラブを通じて発表しておりますので、その時点で一度記事になっております。

また、5月28日の火曜日に、この件で教育長表敬訪問を予定しています。大々的に取り上げていただければと考えております。

(廣田委員)

小松委員と同じ意見です。このスピードを1.5倍に向上させるというのは大きいと思います。農家にとっては1.5倍のスピードで出荷を早くできるわけで、そういう意味でこの農家に対する周知とか、これはスピードだけが1.5倍になったとか、例えば大きさが2倍になったとか、そういうことではないのですか。

(鶴田高校教育課長)

菌糸が広がるスピードが1.5倍になっているということです。今は実験室レベルでの確認ということで、実際、農家において露地栽培等で実証的な実験については、4月から諫早市内の農家をお願いをしているとのことでございますので、そこでスピードが1.5倍になっていることを確認できれば、広めていきたいと学校は考えているようでございます。

(浦川委員)

先ほどの大学入試と関係あるのですが、おそらく、こういった生徒は推薦で大学の国公立の有名校に入ると思います。先般、長崎西高の研究論文で1位となった生徒もそうでしょうし、こういった生徒が難関校にでも入っていけるということで最終データとして上がってくるような方法を進めればいいですし、先生たちの技術や姿勢が継続できるような経済的支援とか研究支援とかを強化していただきたいというお願いがあります。

報告（４）

（池松教育長）

報告事項２のデータには、推薦入試も入っていますか。

（鶴田高校教育課長）

推薦も含めて全て入っております。

（池松教育長）

他にございませんか。

付け加えますと、この技術は特許を出願中とのこと。

続いて報告（４）について説明をお願いします。

（本村高校教育課人事管理監）

資料２６ページを御覧ください。報告事項（４）令和２年度長崎県公立学校教員採用選考試験について、御報告いたします。

項目１の採用予定者数ですが、小学校２２０名、中学校８０名、高校５０名、特別支援学校４５名、養護教諭２５名の計４２０名となっております。昨年との比較では、中学校が１０名増、特別支援学校が５名減、養護教諭が５名減、それ以外は昨年度と同じでございます。なお、採用予定者数については、児童生徒の増減に伴う学級数の推移状況や退職者数の推移のほか、再任用の希望状況等を総合的に勘案して決定しています。小学校の例で言いますと、令和２年度の小学校教諭の採用予定者数は２２０名ですが、今年度末で定年退職予定の小学校教諭数は約２００名であることや、特別支援学級の増加が採用増の要因となっております。

また、これまで「若干名」としていた障害者特別採用選考による採用予定者数を２０名とし、一般選考とは分けて選考を行います。

さらに、離島勤務連続１０年を条件とする離島教育特別枠採用選考を小学校教諭の選考において新たに取り組むこととしております。

２７ページを御覧ください。項目２、３には、出願手続き等を示しております。

５月１４日から出願を開始しており、明後日２５日の午後５時までの出願期間としております。今回から、小学校本免申請者の関東会場での試験を行います。出願期間については、９月１３日（金曜日）までとしております。

４の試験日程ですが、１次試験を７月１４日（日曜日）長崎西高校と長崎工業高校を会場として実施いたします。２次試験については、Ａ日程を８月１６日に、Ｂ日程を、８月２５日から９月６日にかけて、それぞれ記載の会場で実施いたします。小学校本免申請者の関東会場

質 疑

での試験につきましては、C日程として、11月17日（日曜日）に筑波大学東京キャンパス文京校舎で実施いたします。

項目の5ですが、内定通知は、10月4日頃、小学校本免申請者の関東会場受験者については、12月13日頃発送予定としています。

（池松教育長）

ただいまの報告に対しまして、御質問等ございませんでしょうか。

----- な し -----

色んな御意見ありましたけども、東京会場で試験を行います。また、離島枠を作りましたので、どれ位応募があるのか、また、障害者特別採用選考を若干名という表記から数を明確に出しています。

報告（5）

続いて報告（5）について説明をお願いします。

（本村高校教育課人事管理監）

報告事項5、平成30年度体罰に係る実態把握調査結果について御説明をいたします。大変恐れ入りますが、説明の前に資料の訂正をお願いいたします。冊子29ページ、中ほどの3体罰を受けた児童生徒数でございます。本日該当の市町教委の方から連絡がありまして、次のように訂正をよろしく申し上げます。小学校の30年度の欄のうち負傷した児童生徒数、こちらが1となっておりますけども、0になります。それに伴いまして、右端の計の欄、30年度の4という数字が3に変更になります。御訂正よろしく申し上げます。

では、御説明をさせていただきます。まず項目1の期間内容についてです。こちらに記載の通りでございますが、児童生徒保護者に対するアンケート調査につきましては、年度末に実施をして、各市町教委や各学校が必要に応じて、学校評議員などの外部の第三者による検証等を行い、県教委に報告したものであります。項目2から6の資料につきましては、それぞれ校種ごとに整理して記載をしており、30年度分の隣には参考までに29年度分を記しております。

まず、項目2の体罰により懲戒処分及び指導を受けた教員数でございます。該当する教職員は小学校で14名、中学校で13名、高等学校で10名、特別支援学校で1名の合計38名です。昨年度より、6名増えており大変由々しき状況だと認識しております。なお、そのうち、懲戒処分を受けたものが1名、県または市町教委による訓告等を受けたものが6名、所属校長による指導を受けたものが31名でございます。

続きまして、項目3体罰を受けた児童生徒数です。体罰を受けた児童生徒数につきましては、合計74名でございます。そのうち負傷した児童生徒数は3名で、負傷の内容は外傷打撲等でございます。本年度児童生徒数が多いのは、1人の教職員が多数の児童生徒に対して体罰を行った事案が数件あったことによるものでございます。

続きまして、項目4体罰の状況でございます。こちらは授業中に発生した事案が12件、休み時間、放課後に発生した事案が8件です。一方、部活動中に生じた事案が8件です。発生件数は昨年度と比較して増加をしております。その他につきましては、ホームルームや学校行事の準備といった教育活動中の児童生徒の指導の場でございます。

項目5番、体罰の態様でございます。すべての校種において素手で叩くというものが多くを占めております。その他につきましては、胸ぐらを掴み押した、腕立て伏せをさせた、腹部を足の裏で押したなどの対応が含まれております。

項目6番、体罰把握のきっかけです。調査の結果、教職員の申告に基づくものだけでなく、児童生徒、保護者の訴えにより把握したものも多くあります。教職員の体罰に対する認識の甘さを表すものと捉えております。教職員からの申告があり、かつ児童生徒保護者からの訴えもある場合につきましては、教職員の申告欄に含めております。なおその他については、外部からの通報によりカウントしたものであります。

続きまして30ページ、7の主な事案の概要でございます。訓告等及び校長指導を行った事案につきまして主なものを記載しており、記載しているもの以外の事案につきましては、体罰の態様等について記載しているものと同程度でございます。

県教育委員会といたしましては、平成25年に体罰根絶に向けたガイドラインを作成して校内外の研修等を通して体罰の根絶を訴えてきました。また、平成29年4月に体罰根絶のための重点的な取り組みについて通知をして、目標管理制度を利用した校長面談や体罰で処分や指導を受けた教職員を対象にアンガーマネジメント研修等の受講を義務づけ校内での計画的なフォローアップを行うとともに、体罰再発防止のための指導力向上研修を実施いたしました。先ほど述べました通り、本調査におきまして、懲戒処分及び指導を受けた教職員数や、体罰を受けた児童生徒数が増加したということは、憂慮すべき状況であります。これまで指導を続けてきたにもかかわらず、依然として、生徒の指導中に生徒の反抗的な態度や、やる気のない態度に冷静さを失い、体罰に及んでしまうなど、認識が十分でないものが一部に見られます。負傷には至らない程度の場合であっても、児童生徒の心

質 疑	<p>         の耐性や精神状態によっては、体罰という行為により児童生徒の心に深刻な影響を与えてしまう可能性があり、学校教職員と児童生徒保護者との信頼関係を損なうこととなり、未だ体罰の根絶に至らないことは誠に遺憾なことであります。今後とも市町教育委員会等と連携をいたしまして、校長会、各種研修会等のあらゆる機会を捉えて、体罰根絶に向けた指導を繰り返し徹底していきたいと考えております。       </p> <p>         (池松教育長)          ただいまの報告に対しまして、御質問等ございませんでしょうか。       </p> <p>         (前田委員)          概要を見たときに、感情的という言葉が結構出てきています。先生方の性格的なものがあるのかもしれませんが、やはり子どもたちが、先生は自分のことを思って叱ってくれている、指導してくれているというのは、かなりきつく言われたとしても子どもたちに十分伝わります。感情的に言われたりすると、不信感とか恐怖しか残らないので、感情的にならないような状況を、性格を直すのは難しいかもしれませんが、そういう雰囲気職員室の中でもありますし、悩みとか、問題等があった時にそれを話せるような状況を先生方の間で作っていくのが必要ではないかなと思います。       </p> <p>         8番にありますように、平成29年度から続けられている取組の2番ですが、このような研修を徹底して、先生方が落ち着いて授業が出来るような環境を整えていただければと思います。       </p> <p>         (本村高校教育課人事管理監)          平成29年度からアンガーマネジメント研修等を行い、感情面のセルフコントロールをできるような資質の向上等も行ってきました。ただ、当該の教諭だけの意識の改革ではなくて、やはり学校全体で組織的に体罰をしないような雰囲気づくり、あるいは体罰を起こしそうな教員の状況をいろんな先生方が見て、それを管理職に伝えるとか、あるいはお互い教員同士で注意をし合う、組織的な取組みというのも、委員おっしゃられた通り、非常に大事なことだと思っています。今後とも体罰の根絶に向けて色々な取組みを考えながら、頑張っていきたいと思います。       </p> <p>         (浦川委員)          29ページの6を見たときに、中学校を除き、小、高とも教員の申告よりも、児童生徒保護者の訴えが増えているということは、それぞ       </p>
-----	--

れの認識のずれがあるのではないかと思います。ただ先生は、体罰をしたつもりはないけれど、受けた子どもが体罰をされたと思うということは、両方における信頼関係がない成り立っていない訴えだろうと思います。そういったことを含めて考えれば、私は31ページの8対策に対して、前田委員も言われましたが、三つ目を作る必要があると思います。怒りの感情をコントロールしていくという力というのは、先生の不安定さがそう追い込んだわけですから、校長面談も校長の質にもよるのでしょうか、一方的に指摘だけをする人が多いと思います。三つ目に学校全体で、体罰を起こさせない職場環境づくりをするというのが、対策の中に必要だろうと思います。学年体制であるとか、主任を中心にしてしっかり面談をしていくとか、双方に信頼関係があれば、注意された内容というのは多分子どもも分かります。一方的な指導だけではなく、支え合いの環境づくりの3を是非作って欲しいという要望です。

(本村高校教育課人事管理監)

29ページ、6体罰把握のきっかけですが、確かに小学校、高等学校、おっしゃられるとおりで思っております。平成25年度に体罰に関するガイドラインを策定いたしまして、どういうことが体罰にあたるのか詳しく書かれてあります。殴る、蹴る、つねる等の行為は全て体罰になっていますが、認識が甘い教職員がいるのは、非常に残念なことだと思っております。

それから、31ページ8体罰根絶に向けた取組につきましては、委員御指摘の通り、この怒りの原因は、当該教員の不安とか苛立ちとか、そういうものが一時感情としてありますが、それが分かってもらえないために、体罰という行為に及んでしまうと聞いたことがあります。防ぐためには、当該教員の資質を高めること以外にも、学校全体で取組んでいくことが大切だと思っております。

8の、3つ目の取組につきましては、検討させていただきまして、体罰根絶に向けた取組を進めて参りたいと思います。

(廣田委員)

体罰を受けた児童生徒が74人もいるというのは、ショックを受けました。小学校、中学校、高等学校に分けて集計されていますが、小学校の先生というのは、非常に丁寧で優しく指導をされている印象を受けるのですが、小学校でも32名の児童が体罰を受けています。小学生の問題行動と相関関係があるのかと、思ったのですが、どうでしょうか。

(高鍋義務教育課人事管理監)

委員御指摘いただきましたように、数が増加しているということは子どもたちの問題行動が背景にあるかと思えます。

体罰の場合、ベテランの教員の傾向が高く、今まで指導していた指導方法が通用しなかったことで、つい感情的になり、手が出たという事例もあるのではないかなと考えております。引き続き、先ほど高校教育課人事管理監が申しあげましたように、指導力の向上について、指導も必要かと思っているところでございます。

(廣田委員)

やはり、74名という数が多いと思えます。是非、今年度は減るよう、指導お願いしたいと思えます。

(小松委員)

体罰を受けた児童生徒数ですけれども、小学校の30年度が32名で、処分及び指導を受けた件数は14件。恐らく、30ページの表の小学校で、1人の教員に対し、児童・生徒数10名というのが、押し上げているのだらうと思いました。小学校で10名というのは、32名から10名を引くと、22名。残り13件に対して、まだ22名の児童がいるということになると、1人の教員が多数の児童に体罰をしたという事案が他にもいるということですか。

一方、高校生では、体罰を受けた生徒数24名に対して、処分及び指導を受けた件数は10件、これは30ページの表で11名と出てきているので、これが要因だと分かります。

小学生では、この他にも複数の児童が体罰を受けた事案が出たのかと思いました。

(高鍋義務教育課人事管理監)

御指摘がありましたように、複数の児童生徒へ体罰をしている小中学校の教員が、27名のなかに、9名おります。10名を筆頭にしまして、4名、3名に対してという事案がありまして、9名の教員で30名の児童生徒に対する体罰が行われているという状況でございます。

(池松教育長)

他にございませんか。

現実問題として、先生による体罰は起こっております。体罰根絶に

	<p>向けた取組に対する御提案もありましたので、しっかり取組んで行きたいと思います。</p> <p>続いて報告（6）について説明をお願いします。</p> <p>（立木児童生徒支援室長）</p> <p>報告事項（6）「『長崎っ子の心を見つめる教育週間』における県教育委員の学校訪問」についてお伝えします。</p> <p>「3. 参考」にあるとおり、毎年2校の学校訪問をしていただいております。昨年度は、特別支援学校と小学校において、学習指導要領の改訂に伴う道德の授業を中心に参観していただきました。今年度は、近年の情報化の進展とSNSの普及を受け、高等学校における情報の授業、ICT機器等の活用に先駆的に取り組んでいる中学校での実践を参観いただけるように計画しております。</p> <p>1校目は、県立長崎北陽台高等学校です。長崎北陽台高校は、校訓「自学・創造」のもと、「師弟同行」を掲げ、「知・徳・体」のバランスのとれた教育の推進に取り組んでいます。同校には、6月10日、月曜日に訪問いただき、情報の授業において「SNSノート・ながさき」を活用した取り組みを参観していただくこととしています。</p> <p>2校目は、対馬市立巖原中学校です。対馬市では、平成30年度から、中学校で一人1台、小学校では児童数が最も多い学年の人数分のタブレット端末を導入しており、ICT機器の効果的な活用に取り組んでおります。県内でも先駆的な取組を行っている同市の中学校で、「SNSノート・ながさき」を活用した授業を参観していただくこととしています。</p> <p>今年度は、本教育週間の重点目標として、「SNSノート・ながさき」を活用した取り組みを行い、心を育む授業を展開することとしています。情報モラルについての学びを通して、相手の立場に立った言動や命の大切さ、いじめをしない子どもの育成に向けた各校での取り組みを実際に御参観いただきたいと思っております。</p>
<p>質 疑</p>	<p>（池松教育長）</p> <p>ただいまの報告に対しまして、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>----- な し -----</p>
<p>報 告 （ 7 ）</p>	<p>（池松教育長）</p> <p>特にないようですので、続いて、報告（7）について、説明をお願いします。</p>



(小野下県立学校改革推進室長)

第三期長崎県高校改革推進会議第6回会議につきまして報告をさせていただきます。資料33ページです。4月24日に第6回会議を開催し、2 会議内容に示す内容につきまして、意見をいただきました。3 委員からの主な意見等については、委員長から提案された二つの論点についての主な意見を掲載しております。

論点の一つ目は、「1学年2学級規模の高校の在り方」、「2学級規模の高校を1学級規模にする必要が生じた場合の対応」でございました。委員からは、「しま地区では、できるだけ小規模校を残して欲しい。」「ある程度の生徒数が必要であり、統廃合も視野に入れるべきである。」「コミュニティスクールの導入などで2学級規模でも魅力化を図る。」「地域の生徒に選ばれるため、高校の魅力化を高めると努力を地域総ぐるみで進めるべきである。」などの意見が提示されました。

また、論点の二つ目といたしまして、「『特例として導入している1学年1学級のキャンパス校』、及び『一島一高校』の統廃合を含む再編整備についての考え方』に関しまして議論が行われました。キャンパス校につきましては、「生徒数が多い高校を保護者は子供に勧めるのではないか。」「小規模校のよさはあるものの、部活動や切磋琢磨の機会を考えると、一定の規模が必要ではないか。」「再編整備を行う場合、地元としっかり協議することを留意して欲しい。」などの意見をいただきました。

次に34ページになりますが、一島一高校における1学年の最低限生徒数などの基準の考え方について、意見が出されております。「一島一高校は他に行く高校がない。基準を設けず魅力化を図る。」「ある程度の下限を設定して統廃合が必要である。島を離れて生活する場面で支障が出てくるのではないか。」「少人数をどのレベルまで考えるか。」「1学年1人もありうるのか。」「地元としっかり議論し、統廃合は協議の中で決めるという形にできないか。」「高校であっても、5人でやる学校像はあるのではないか。」「市、町が直接的に高校の教育に参画するようになっていけばよい。」などの意見が提示されました。

また会議の最後に、推進会議として提出する報告書の構成案が了承され、次回の会議で報告書の素案を協議すること。次回の日程を6月上旬とすることが確認されました。第6回会議についての報告は以上でございます。

